

信州安全・安心な宿

魅力向上事業

補助金のご案内

長野県は、県内宿泊事業者が行う感染防止対策や新たな観光需要に対応する取り組みを支援します。

支援対象者

県内の宿泊事業者／旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。

支援対象経費

- ① 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等に対応するために行う感染拡大防止対策に必要となる経費(例:マスク、手指消毒液、アクリル板他)。
 - ② 新たな観光需要に対応するための取組に係る経費。(例:ワーケーションの設備の整備、非接触システムの導入他)
- ※詳細はホームページをご確認ください。※いずれも【令和2年5月14日以降に取り組んだもの】が対象になります。

支援の上限額

客室数に応じて支援対象経費の上限額が設定されており、その3分の2以内の金額を支援します。

※千円未満切り捨て

施設あたり客室数	～9室	～29室	～49室	50室～
総事業費の上限額	100万円	200万円	600万円	1,000万円
うち①上限額	20万円	40万円	120万円	200万円
補助上限額	66.6万円	133.3万円	400万円	666.6万円

申請期間

令和3年9月21日(火)～令和4年1月31日(月)

申請方法

公式ホームページから電子申請をお願いいたします。<https://shinshu-yado-shien.jp>

※電子申請が困難な方は、必要書類を以下にご郵送ください。

信州 安全・安心な宿魅力向上事業 事務局 〒380-0824 長野県長野市南石堂町1282-11 長栄第1ビル1階
TEL026-219-6718 FAX026-219-6812 ■受付時間／平日10:00～17:00(土日・祝祭日を除く)



対象経費品目

① 感染防止対策(例)

- ◆ 消毒液、アルコール液
- ◆ マスク、フェイスシールド
- ◆ 非接触型体温計、体温計
- ◆ サーモカメラ
- ◆ 間仕切り
- ◆ アクリル版、透明ビニールシート
- ◆ CO2センサー
- ◆ 空気清浄機 等



② 新たな観光需要に対応する取組(例)

- ◆ ワーケーションの設備の整備
- ◆ マイクロツーリズム等のコンテンツ造成
- ◆ 非接触システムの導入
- ◆ インバウンド対応
- ◆ ゼロカーボン・DXへの対応

